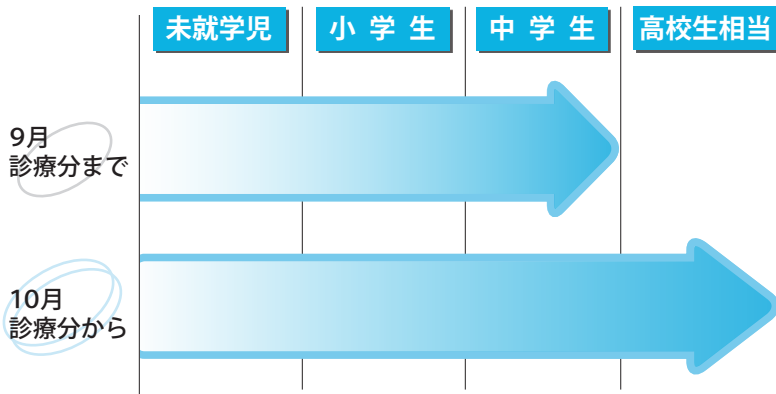


## ■子ども医療費助成制度



### 高校生相当

満18歳に達する日以後の最初の3月末まで  
**拡大!**

※医療機関窓口で『健康保険証』、『子ども医療費受給資格証』の提示がない場合は、一度医療費の支払いが必要です。

10月診療分から、子ども医療費の対象者を高校生相当(満18歳の3月末)まで拡大します。

# 子ども医療費の助成制度拡充

10月から、高校生相当まで窓口での支払いが不要に!

子ども  
家庭政策課  
☎2149

## ■受給資格証の送付

### □高校生相当の方

(平成16年4月2日～19年4月1日生まれ)

新たに子ども医療費助成の登録が必要になります。登録申請書は7月上旬に送付しました。

### ⇒登録申請をした方

9月下旬ごろ、新しい受給資格証を送付予定です。

### ⇒登録申請をしていない方

必ず登録申請をしてください。子ども医療費受給資格証の送付は10月以降になりますのでご注意ください。

子ども医療費受給資格証	
公費番号	80091028
受給者番号	
氏名	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
医療市区町村	
医療費負担率	
医療費負担	
申請期間	小学生以上 年 月 日から 年 月 日まで
申請日	年 月 日
交付日	年 月 日
交付場所	
交付者	

### □子ども医療費助成受給資格証を持っている方 (中学3年生まで)

**申請不要** 現在の資格証を引き続き使用できます。

▼**県外の医療機関などでの受診**  
医療機関などでの医療費の支払いが必要です。後日領収書を添付して助成申請書を提出してください。  
※指定口座へ振り込みます。

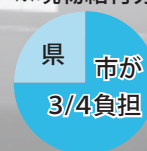
▼**県内の医療機関で受診**  
『子ども医療費受給資格証』と本人の『健康保険証』の提示で、保険適用分の支払いが不要になります。

## 子ども医療費の負担割合

### 未就学児



### 小学生 ※現物給付分



### 中学生以上



## お知らせ

### 第3次妊婦応援給付金

総合政策課・☎22284

対象となる方には8月上旬に申請書を発送します。

対象者 次のすべてに該当する妊婦

- ① 4年7月31日および申請時の両時点において、本市の住民基本台帳に記載されている
- ② 原則3年8月1日から4年7月31日の間に母子健康手帳を交付されている
- ③ 申請時に市税などの滞納がない

※過去に実施した妊婦応援給付金の受給者は除きます。ただし、当該事業終了後に新たに母子健康手帳を交付された妊婦は対象となります。

給付額 1人5万円

申請方法 送付された申請書に

必要事項を書いて、必要書類を

添付し返信用封筒で同課

受付期間 10月31日(月)まで(消

印有効)

※詳細は、市ホームページを

ご覧ください。



※会場などにお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。また、状況により延期や中止となる可能性があります。

## 市有地の売却

契約管財課・☎2118

売却地 借宿町一丁目22番8

地積 246.81㎡

売却方法 一般競争入札

予定価格 812万円

※最低売却価格。

申込 8月2日(火)から17日(水)

までの平日午前9時～午後4時に  
申込書と同課へ持参(本庁舎6階)  
入札・場所 8月25日(木)／午後  
2時～市役所本庁舎

## 就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験

栃木県義務教育課

☎028・623・3391

中学校卒業者と同等以上の学力があるか認定する国の試験で合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

試験日 10月20日(木)

対象 就学義務猶予免除である(であった)者で、5年3月31日までに満15歳以上になる方

申込 9月2日(金)までに願書類を文部科学省へ書留で郵送  
※出願書類など詳細は同課。

## 温故知新13

### ヤングケアラー問題について

早川 尚秀

厚生労働省によると、『ヤングケアラー』とは『家族にケアを要する人(高齢者、病人、幼児など)がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども』と示されています。自分がヤングケアラーであるという自覚がなく、周囲も『単なるお手伝い、親孝行』と見ていることから、問題が潜在化しやすい(＝表面化しにくい)などの課題が指摘されています。

「ほぼ毎日している」中高生は50%に上り、10%は1日平均7時間以上世話をしているそうです。このデータを本市に置き換えると、1日7時間以上世話をしている子どもは35人程度存在することになります。

5月の上旬にNHKで放送された『初めての修学旅行』9歳から介護をした男性が失った時間～SOSなき若者の叫び』を観ました。正直なところ、自分が想像していたものをはるかに超え、大きな衝撃を受けました。このタイトルで検索いただけますとパソコンで閲覧できますので、ぜひご覧ください。

県では7月から初めての実態調査を行います。県内の実態をつかみ、分析して、対策につなげていかなければなりません。ヤングケアラーは子どもたちの今と、これからの進学、就職、結婚などにも影響してくる大きな問題です。

解決のためには地域や学校、

福祉、保健、医療など、関係する分野・機関の連携が重要です。本市では現在、より充実した相談・支援体制の構築に向けて動いています。

人知れず毎日ひとりで耐えている子どもの存在があります。本市全体で、ヤングケアラーに対する理解や認知を進めながら、早期に発見し、適切に介入し、子どもとその家族への支援が行えるように、全力で取り組んでいきます。



(出典:厚生労働省ホームページ)

ヤングケアラーについて、詳しくは  
厚生労働省ホームページをご覧ください▶

